

# 官報

号外 平成三十年四月十二日

## ○第百九十六回国衆議院會議録 第十八号

平成三十年四月十二日(木曜日)

議事日程 第十五号

平成三十年四月十二日

午後一時開議

第一 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

第二 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(内閣委員長提出)

○本日の會議に付した案件

日程第一 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

日程第二 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(内閣委員長提出)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより會議を開きます。

○議長(大島理森君) 日程第一は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第一 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第一、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。総務委員長古屋範子君。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔古屋範子君登壇〕

○古屋範子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、平成二十八年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や、全国的な建設需要の増大等により、合併市町村の市町村建設計画に基づいて行う事業等の実施に支障が生じている状況に鑑み、合併特例債の発行可能期間を、被災市町村については合併年度及びこれに続く二十五年度に、それ以外の市町村については合併年度及びこれに続く二十年度に、それぞれ五年間延長するものであります。

本案は、去る十日、総務委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、委員会におきまして、東日本大震災等に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する件について決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

○議長(大島理森君) 日程第二は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

日程第二 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案(内閣委員長提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。内閣委員長山際大志郎君。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

〔山際大志郎君登壇〕

○山際大志郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共

団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めるものであります。

本案は、昨十一日の内閣委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣梶山弘志君。

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

○国務大臣(梶山弘志君) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中で、公的負担の抑制を図るとともに、持続可能かつ良好な公共サービスを実現するためには、様々な分

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する森山浩行君の質疑

野の公共施設等の整備、運営等において民間の資金や創意工夫を活用することが重要であり、それらを活用した多様な特定事業の導入、とりわけ民間の経営原理を導入する公共施設等運営事業を活用することが求められております。

この法律案は、このような状況に鑑み、特定事業の一層の推進と公共施設等運営事業の実施の促進を図るため、特定事業に関する国による支援の強化、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の特例の創設及び水道事業等に関する地方公共団体に対して貸し付けられた地方債の繰上償還に係る特例の創設を定めるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、公共施設等の管理者等及び民間事業者が特定事業に係る支援措置等について確認を求めた際に内閣総理大臣が一元的に回答する制度を創設するほか、内閣総理大臣が公共施設等の管理者等に対し特定事業の実施に関し報告を求め、必要に応じ助言や勧告を行うことができることとしております。

第二に、公共施設等運営権者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合において、公の施設の利用料金における地方公共団体の承認や、公共施設等運営権の移転に伴う指定管理者の再指定における議会の議決について、一定の要件を満たす場合にはそれらを不要とする地方自治法の特例を設けることとしております。

第三に、水道事業及び下水道事業に係る公共施設等運営権を設定した地方公共団体に對し、過去

に貸し付けられた当該事業に係る地方債について、補償金を免除し元金償還金のみで繰上償還することを認める特例を時限的に設けることとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。(拍手)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に對して質疑の通告があります。順次これを許します。森山浩行君。

〔森山浩行君登壇〕

○森山浩行君 初当選から八年目で、今回、初登壇でございます。草の根の国民の声を受け、民主主義と立憲主義に根差した真つ当な政治を目指す立憲民主党の森山浩行です。(拍手)

まずは、今週発生した島根県西部を震源とする地震、大分県中津市の山崩れ、この被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

冒頭、申し上げます。

きのう、予算委員会での集中審議がありました。安倍総理を始めとする政府側の答弁は、不誠実きまるものであり、惨たんたる内容でございます。

森友学園の八億円のごみの積算を、適切な当然だのと何度も言い切ってきた安倍総理は、きのうになって突然答弁を変えて、コメントから逃げ

ました。

自衛隊の日報隠蔽疑惑についても、防衛大臣は調査中と繰り返すばかりで、集中審議なのに中間的な報告すら避けました。

さらには、加計問題です。愛媛県知事がわざわざ記者会見までしてお認めになった、当時の柳瀬首相秘書官と愛媛県職員らとの面会も、柳瀬氏に言わせれば、お会いしたことはないのだそうです。それも、記憶にある限りとわざわざ必ず注釈をつけ、会つてはいないと決して断言はしません。どちらかが確実にうそをついている、これは明らかですが、安倍総理は、この点でもまたまたコメントから逃げました。

特に、この最後の加計問題、愛媛県の方にうそをつく理由は全くありません。中村知事のお言葉をかりれば、国は正直に話すべきなのです。

この一点をもつても、もはやこの安倍政権から発せられる言葉、書類の類いを信じるわけにはいきません。今まで繰り返しい張つてきた答弁が、次々と事実と異なることが明らかになる。

そして、あぐくの果てに、委員会中に秘書官がやじを飛ばす。もはや政権を続けていられるような状況ではなく、安倍政権の信頼は根底の根底から完全に崩壊をしています。議場の皆さん、そうではありませんか。国民の皆さん、そうではありませんか。

魚は頭から腐るといいます。最も責任のある人が全く責任をとらうとしないので、モラルの崩壊がとまりません。多くの公務員の皆さんは、今でもモラル高く仕事をしておられます。最も責任ある方が責任をとっていただきたい。我が国の

モラル回復のため、安倍総理にはもうお引き取りいただきたい。

このことを強く感じたきのうの審議であつたと申し上げ、ただいま議題となりました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるPFI法改正案について、これだけ数々の問題を起し、公文書も答弁も信用できない、うそつきと言われども仕方のない状況にある安倍政権において、総理大臣が自治体からの相談を受け、助言を堂々とする制度ができしまえば、ますます多くの、いわゆる首相案件が出てくるのではないか、このことを心配しながら、立憲民主党・市民クラブを代表して質問をいたします。

さて、安倍内閣ではPFIの推進を掲げておられますが、WTO体制のもとでは、事業実施に当たり、海外の企業の参入は避けることができません。

特に、上下水道の分野では、世界を股にかける欧米の水メジャーの事業力は世界的に強大になりつつあり、その一方、現段階で競争力を有する日本企業を私は知りません。このままでは、本法施行後、私たちの暮らしの源である命の水の管理は、根こそぎ海外企業に落札をされるおそれがあります。現に、浜松市の下水道事業の一部では、世界三大水メジャーにも数えられるフランスのヴェオリアグループの日本法人を中核とする企業連合、ここがコンセッション事業の事業者となっています。

海外企業の参入により、多くの自治体で上下水道の利用料金の収入が外資系の企業を通じて海外

に流出することになれば、地方に与える影響は極めて重大であります。上下水道管理者がこれまで積み上げてきたノウハウが海外へ流出する可能性も懸念されます。諸外国で問題になっている水戦争、これが我が国でも起こる懸念は、既に海の向こうの話ではありません。これらの影響、そして懸念について政府はどのようにお考えか、大臣の見解を求めます。

次に、安倍政権では、ここには大きな議論があるところですが、成長戦略と財政健全化に向けた施策の一つということで、PPP、PFIの活用を位置づけており、その取組の方針を示したアクションプランにおいて、平成二十五年度から十年間で二十一兆円の事業規模、この目標を掲げておられます。これは、当初十兆から十二兆円を目標としていたものを、平成二十八年の改定において目標を上積みしたものです。

この事業規模に関する目標設定はどのような根拠に基づいているのか。目標ありきではないでしょうか。過大な目標に引きずられ、私たちの暮らしに密着した公的分野でのPFI事業、この推進が不必要に拡大するのではないか、懸念が拭えません。

目標設定の意味、根拠についてどのように考えているか、梶山大臣にお尋ねいたします。あわせて、アクションプランで掲げられた達成に向けた目標の進捗状況についても御説明ください。

本法律案においては、提出前の本年一月四日、日本経済新聞において詳細な内容に関する報道がなされ、すぐに担当部局から、これは正しい報道ではありませんと私のもとへ説明に来られました。

た。

報道記者出身の私としては、一分一秒でも早く正確な情報をとって国民の知る権利に奉仕すべき、そういう記者の使命感は、当然、理解、共感しています。一方で、行政が公表すべき情報は、徐々に漏れるということではなく、そのタイミングまできちんと管理するとともに、速やかに整理して一斉に公開をすべきです。

今回の報道は、発表前に流出した情報だから正しくなかっただけなのか、報道内容のどこかが間違っていたのか。本法案の事前報道に関する経緯及び責任の所在について、大臣の見解を伺います。

次に、本法律案の改正事項についてお伺いします。

まず、本法律案では、国による公共施設等管理者への助言機能の強化に関する措置、これを講ずることとしています。報告徴収や助言、勧告の機能は、着実、効率的な事業運営を確保していく上では一定程度必要な面もあります。しかし、国から地方への関与を強めるものと評価することでもできます。

このような機能を国が持つことで、地方自治体が実施するPFI事業について、地方分権の趣旨に逆行し、事実上、国の考え方を地方へ押しつけるおそれがあるのではないのでしょうか。そのおそれなしとする明快な答弁を大臣に求めます。

また、本法律案では、コンセッションの事業者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合、地方自治法の特例を設けることとしています。この特例により、地方自治法上で必要とされる、利用料金の

設定における地方公共団体の承認、これを必要としないとされ、さらに、一定の場合には、運営権の移転に伴う指定管理者の再指定に関する地方公共団体の議会の議決を事後報告でよいとされています。

この特例は、行政処分権限を持つ指定管理者に対して、地方議会の関与をなくし、その存在を形骸化させるものとも捉えられます。本法律案における特例が地方議会を軽視した内容となっていないか、また、指定管理者制度の本来の趣旨から逸脱したものとなっていないか、あわせて政府の考え方をお聞かせください。

政府では、上下水道をコンセッション事業推進の重点分野と位置づけ、事業件数の目標を掲げています。本法律案についても、上下水道におけるコンセッションの導入を推進するための措置として、地方債の繰上償還を認め、補償金を免除する規定が盛り込まれておりますが、なぜ、この措置の対象について、その他の重点分野に広げず、水道、下水道事業に限定しているのか、お尋ねします。

上下水道については、人口減少により料金収入が減少する一方、その施設の老朽化、これが着実に進行しており、その基盤強化のための取組を行うことは喫緊の課題となっています。

その方策として、人口減少社会の中で、これまでの設備をそのまま更新するのではなく、例えば既に実績を上げている岩手中部水道企業団のように、ダウンサイジングや事業の広域化などを組み合わせる取組も必要と考えます。

本法律案において、これから将来的な地方の姿を

踏まえたさまざまな方策を考慮することなく、コンセッションの推進のみに突き進むとする理由について、梶山大臣にお尋ねします。

さらに、本法律案では、そのインセンティブを与えるための手段として、補助金などではなく、地方債の繰上償還に要する補償金を免除する措置を講ずることにしていますが、財政の安定性、公平性の観点から問題があるのではないでしようか。総務大臣の見解をお尋ねします。

資源の少ない我が国にとって、水は数少ない恵まれた資源です。そして、水循環はそれぞれの地域に根差した個別具体的なものなのです。本法案は、管路や施設の更新時期が来ている上下水道に限定し、わざわざ挙げた目標値ありきで一律期限を区切ってコンセッションの導入を進めるものであり、個別の事情をよく知る自治体における十分な議論がないまま拙速な判断が行われることが危惧されます。

また、上下水道分野において、まだまだ海外の水メジャーの力に及ばない日本企業の現状でコンセッションを推進するということは、まさに、まさに国益の観点からも大きな問題があると言わざるを得ません。

公害対策基本法の成立した年に工業地帯で生まれ、きれいな水には人一倍憧れてきた私は、水政策をライフワークとしています。

また、私のふるさと堺は、自治都市としてあまたの戦国大名と渡り合ってきた伝統のある町です。

政治家として、国を思い、水と自治を守る立場から、PFIの枠組みそのものについて、また、

さまざまな懸念に答えることなく、そして命の水をつかさどる上下水道分野におけるコンセッションをむやみに進めようとする政府の姿勢について、今後、委員会でも徹底的にただしてまいります。

以上をもつて質問を終わります。ありがとうございます。

ざいました。(拍手)

(国務大臣梶山弘志君登壇)

○国務大臣(梶山弘志君) 森山議員にお答えをいたします。

初めに、海外企業の参入による影響や懸念についてのお尋ねがありました。

コンセッション方式は、欧州では百年以上前から用いられている手法で、ノウハウを有する事業者が存在していることから、国内の先行事例が少なくない段階においては、海外事業者が参入することにより、我が国の公共事業サービスレベル向上に寄与する側面があるものと認識をしております。

一方、コンセッション事業は、地方公共団体が引き続き所有権及び責任を有する制度であります。コンセッション事業者は、事業の実施方法を定めた契約の範囲内で事業を行う性質のものであります。また、PFI法に基づき、事業実施状況の報告や調査指示ができるため、御指摘のような懸念は当たらないと考えております。

いずれにしても、我が国の厳しい財政状況や人口減少社会の中で、今後、大量の更新需要の発生が予想される上下水道施設の維持更新を着実に実行、ネットワークを維持していくためには、事業主体である地方公共団体において最大限の効率化を図ることが必要であります。

このため、課題解決の多様な選択肢の一つとして、上下水道におけるコンセッション方式の積極的な活用の推進を図ってまいるところであります。

次に、PPP/PFI推進アクションプランで掲げる事業規模目標の意味、根拠及び進捗状況についてのお尋ねがありました。

国、地方ともに財政状況が極めて厳しい中で、公的負担の抑制を図るとともに、持続可能かつ良好な公共サービスを実現するためには、さまざまな分野で民間の資金や創意工夫を活用することが重要であり、PPP、PFI事業の推進を図る必要があります。

平成二十八年四月の産業競争力会議実行実現点検会合において、PPP、PFIの取組体制をPFI先進国並みに引き上げるという考え方に立ち、新たな目標を設定すべきであるとの見解が示されたことを踏まえて、政府として、PPP、PFIを積極的に推進しているイギリスにおけるPPP、PFI事業の対GDP比率を参考に算出した二十一兆円を目標に設定をいたしました。

また、事業規模目標の進捗状況については、十年間の目標二十一兆円に対して、平成二十五年から二十八年度までの四年間の実績で十一・五兆円の進捗となっております。

しかしながら、この実績には非常に大規模な事業も含むため、それらの大規模事業を除くと、目標達成には、コンセッション等のモデルとなる事業を確実に実施するとともに、更に幅広い取組を進めていくことが重要であると考えております。

今般の法律改正や支援措置の実施、アクション

プランに掲げる具体的な施策の着実な実施などを通じて、今後一層の推進に取り組んでまいります。

次に、一月四日の日本経済新聞に掲載された記事についてのお尋ねがありました。

この記事においては、上下水道や公共施設の運営権を売却する際、地方議会の議決を不要とするとしていますが、今回の法案においても、運営権を設定する際に議会の議決が必要であることに変わりはありません。

また、特段対象を限定することなく、利用料金の設定が届出だけで済むとされていますが、今回の法案においては、届出のみで可能となるのは運営権を取得した者が指定管理者を兼ねる場合のみである点などが不正確であります。

PFI法の改正とその趣旨については、平成二十九年六月九日に閣議決定された未来投資戦略二〇一七や、平成二十九年に成立した国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律の附則に記載されております。その後、その内容の具体化について議論を行ってきておりますが、どのように当該記事が作成されたかについては承知をしております。

次に、国による支援の強化についてのお尋ねがありました。

助言及び勧告は、内閣総理大臣が所管するPFI法令、ガイドライン等に照らして、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要な措置を講ずることを求めるものでありますが、法的拘束力はありません。

助言及び勧告の制度は、指揮命令関係のない機

関相互の間において、相互の自主性を尊重しつつ、専門的な立場における判断や意見を提供することによって相手方の任意の協力を促すためのものであります。

また、報告徴収につきましても、特定事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときに必要な情報提供を求めるものでございます。

したがいまして、これらの制度はPFI事業の適正かつ確実な実施に資するものであり、地方分権の趣旨に逆行するものではないと考えております。

次に、コンセッション事業者が公の施設の指定管理者を兼ねる場合の地方自治法の特例についてお尋ねがありました。

今回の改正は、国際展示場等において公共施設等運営権者が同時に指定管理者となる場合における手続の整理を行うものであります。

今回の改正による指定管理者制度の特例については、あくまで議会で定められた条例に利用料金の範囲等や指定管理者の指定に当たつての特例の定めがある場合のみに適用されるものであり、議会の意思は十分に反映される仕組みとなつております。

ことから、指定管理者制度の本来の趣旨から逸脱したものでないことは考えております。

次に、繰上償還に係る補償金の免除の対象分野についてのお尋ねがありました。

コンセッション事業については、PPP/PFI推進アクションプランにおいて、今後ストックの維持更新に大きな課題を抱えることが予想される分野等を重点分野として定め、数値目標と目標

期限を設定しております。

当初から重点分野として位置づけられている空港、水道、下水道、道路のうち、空港と道路については既に一定の進捗が見られるものの、水道、

下水道は他の事業と比較して進捗が必ずしも十分でないことから、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を支援することが必要と考えております。

地方債の繰上償還に伴う補償金の免除は特例的な措置であるため、特に必要性の高い分野である水道、下水道に限って実施することとしております。

最後に、上下水道事業においてコンセッションを推進する理由についてお尋ねがありました。

我が国の厳しい財政状況や人口減少社会の中で、今後、大量の更新需要の発生が予想される上下水道施設の維持更新を着実に、ネットワークを維持していくためには、事業主体である地方公共団体において最大限の効率化を図ることが必要であります。

民間の創意工夫や資金を活用することは、その有効な手段の一つと認識しております。

中でも、コンセッション方式は、公共施設等の運営を幅広く民間に委ねる方式であり、民間の最新ノウハウの導入、先進技術の採用等について大幅に裁量を与えることにより、高い効率化を期待することができると考えております。

上下水道事業の効率化を実現する方法としては、施設規模の最適化や広域化等の取組も有効と考えており、これらを推進する関係省とも連携をしながら課題に対処してまいります。

PFI推進を所管する内閣府としては、課題解決の多様な選択肢の一つとして、コンセッション方式の活用を推進を図ることとしております。

(拍手)

(国務大臣野田聖子君登壇)

○国務大臣(野田聖子君) 森山議員にお答えいたします。

地方債の補償金免除繰上償還についてお尋ねがありました。

上下水道事業において、コンセッションの導入を先駆的に行う地方団体に対し、当該団体に貸し付けられた地方債の繰上償還を行う場合に補償金の免除を行うことは、当該団体の財政負担が軽減されるとともに、先駆的事例の横展開により、コンセッションの導入に向けた取組の拡大が期待できると考えています。

今回の措置は、こうした先駆的な地方団体に対して特例的に補償金の免除を行うものであり、適切な措置であると考えています。

○議長(大島理森君) 青山大人君。

(青山大人君登壇)

○青山大人君 希望の党・無所属クラブの青山大人です。

ただいま議題となりました民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案について、希望の党・無所属クラブを代表して質問します。

(拍手) まずは、法律案の直接の質疑に入る前に、全国の多くの社会インフラや公共施設などが、今後、一斉に更新の時期を迎えます。

設の更新や保守点検費用には多額の財政負担が伴うことや、人口減少や少子高齢化により施設需要の変化が見込まれるため、どのように更新していくかが全国的に大きな課題となっております。

また、私は茨城県議会議員を八年間務めさせていただきましたが、特に地方自治体においては、官民のパートナーシップによる公共サービスの適切な民間開放を実現することにより、地元企業の振興や雇用の創出、行政コストの削減、公共サービスの向上など、さまざまな効果をもたらしましたが、まだまだ法整備が必要な部分が多く、改革も必要でございます。

政府でも、地方公共団体に対し、施設の管理に関する基本的な方針を定めた公共施設等総合管理計画を策定するよう平成二十六年に要請し、これを受けて、地方自治体では、公共施設等の更新や統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化し、公共施設等の最適な配置を実現すべく取り組んでおります。

地方分権の時代に当たり、地方自治体がそれぞれの状況に応じた公共施設等総合管理計画を策定することは必要であります。まずは、その策定状況について伺います。また、いまだ策定できていない地方自治体に対し、国として支援すべきと考えますが、野田大臣の所見を伺います。

さて、今回の法律案ですが、公共施設等の管理者等及び民間事業者に対する国の支援を強化するために内閣府がワンストップサービスを行うことは、各省庁横断的な取組として意義深いものと思われ。ただ、この窓口においては、国の機関の情報に

限らず、地方自治体に関する情報も提供すること  
で、より意義あるものとなるのではないでしょう  
か。内閣府においては、地方自治体に関する情報  
も収集し、的確かつ円滑に提供することが必要で  
あると考えます。

また、指定管理制度における料金承認において  
は、現在も条例の枠内で指定管理者が決めてお  
り、以前から承認は不要という意見もあつたの  
で、この改正は意義があると思われまふ。

一方で、指定管理者の指定は地方議会の議決事  
項とされていますが、今回の改正では、条例に特  
別の定めがあれば事後報告で済むとされていま  
す。しかし、地方議会の議決は重要な権限として  
必要であります。

今回、議会の議決を外す意義はどのあたりにあ  
るのでしょうか。さらに、条例に特別の定めと  
は、一体どのような事項を想定しているものでし  
ょうか。

また、改正以後の事後報告は議会での承認が不  
要なのか、単なる事後報告のみにとどめるかにつ  
いても、あわせて確認します。

指定管理者の指定について議会の議決を不要と  
することについては慎重に行うべきと考えます  
が、梶山大臣の所見を伺います。

さて、厳しい財政状況の中、社会インフラの維  
持、構築には、国や地方自治体が独占的に行う発  
想から脱却し、特に需要拡大が見込める分野、例  
えば空港、港湾、観光などの分野では、民間の知  
恵や資金、ノウハウを取り入れ、既存の施設の利  
活用を広げることが必要な試みであります。

平成二十六年六月に出された、PPP、PFI

抜本改革に向けたアクションプランに係る集中強  
化期間の取組方針において、平成二十六年から二  
十八年の三年間の数値目標として、空港六件、水  
道六件、下水道六件、道路一件が示され、取組が  
行われてきました。空港と道路においては達成し  
ましたが、水道と下水道においては達成できてお  
りません。

空港については、日本には九十七の空港があり  
ますが、主要路線を担う空港を除いては厳しい経  
営であります。地元茨城空港ではLCC対応に特  
化し成功しておりますが、多くの地方空港で問題  
になるのが、滑走路等と空港ビルの運営主体が分  
離されているため、一体的な運営ができていない  
ことがあります。

運営企業が自由に経営できるために、コンセッ  
ション方式を積極的に導入すべきと考えますが、  
石井大臣の所見を伺います。

さて、今回の法案では、特に、水道事業等に係  
る旧資金運用部資金等の繰上償還に係る補償金の  
免除が盛り込まれていますが、そもそも、水道事  
業がコンセッション事業に合うのかどうかの議論  
があります。

御承知のとおり、日本の水道事業は、水道法の  
改正や地方自治法の改正による指定管理者制度の  
導入もされていきますが、ほとんどの委託先は公共  
的団体などに限定されています。

諸外国を見ても、水道事業の民間参入が進んで  
いるフランスのバリでは、一九八四年に水道事業  
の運営権を民間に委ねましたが、二〇一〇年に、  
委託期間の終了に合わせて再公営化されておりま  
す。その原因としては、水道料金の設定方法や市

民へのサービス水準が不明確であつたことなどが  
原因として挙げられます。同様に、水道を民営化  
した多くの国々では、水道の再公営化にかじが切  
られております。

やはり、水道という、私たちが毎日口にする水  
の事業については、水質の維持や料金水準のコン  
トロール、事業の継続性といった点において多く  
の課題を抱えており、本法律案が推進するコン  
セッション制度の導入がそぐわないのではないで  
しょうか。

水道事業にコンセッション制度を導入しようと  
試みましたが市議会で否決された奈良市、水道事  
業にコンセッション制度導入のための条例改正案  
について、賛否がいずれも過半数に達せず、審議  
未了となり廃案となつた大阪市など、各地方議会  
の議員の皆様のお話や議事録を拝見すると、今回  
は、水道事業等にコンセッション制度導入可能性  
を調査するために国から多額の補助金があつたか  
ら導入を試みたわけで、今後ほかの自治体が追随  
するとは思えません。

単に、PPP、PFI抜本改革に向けたアク  
ションプランを達成するための、安倍政権への実  
績のアリバイづくりだけの政策誘導にしか見えま  
せん。安倍政権へのそんなくのために、毎日口に  
する水の安心、安全の責任を放棄していいので  
しょうか。

水道事業については公的な責任において運営す  
べきではないかと考えますが、大臣の所見を伺い  
ます。

また、水道料金の算定の仕組みについても、公  
営企業会計で行っている場合、総括原価方式であ

ります。それが民間企業でやる場合には、利用料  
金の積算根拠の中に、法人税、事業税や株主への  
配当など、総括原価方式にそれを上乗せするわけ  
であります。幾ら、民間企業に最大限の自由を与  
えて創意工夫することによつて事業費を圧縮する  
といつても、限界があります。水道事業のコン  
セッション制度導入が、結果的に利用料金の値上  
げという利用者の負担増になる可能性も考えられ  
ます。

また、水道事業では、管路が資産の八割超を占  
めております。この管路の建設、維持管理には、  
地元の企業がかかわっているケースがほとんどで  
あります。こういった地元企業は、自治体との間  
で災害時の支援協定を結ぶなど、地域にとつて重  
要な存在であります。

これらを踏まえ、今後、コンセッション方式を  
導入していく上で、地元事業者とのかかわりを持  
つ仕組みもきちんと法的に担保していく必要があ  
ります。

これは、水道事業等に限らず、PFI方式全般  
に言えますが、PFI方式の場合、地元の企業が  
参画できないケースがほとんどです。水道事業に  
ついては、維持管理や災害時の対応なども考え、  
地元事業者がしっかりと関与できる仕組みも検討す  
べきであります。

以上を踏まえ、水道事業等についてコンセッ  
ション方式を導入していくにはまだまだ多くの課  
題が見受けられます。梶山大臣の所見を伺いま  
す。

最後に一言申し上げます。  
モリカケ疑惑あるいは自衛隊日報問題をめぐ

り、連日のように新たな事実が明るみに出ています。隠蔽、改ざん、口裏合わせ、虚偽答弁、いずれも、立法府と行政府に対する国民の皆様からの信頼を大きく損なうような重大な問題です。こうした状況をそのまま看過していけば、私たち立法府にいる人間そのものが国民の皆様から見放されます。

そもそも、こうした事態を招いたのは一体誰でしょうか。安倍総理その人だと思えます。

安倍総理の退陣を求め、私の質問を終わりにします。(拍手)

〔国務大臣石井啓一君登壇〕

○国務大臣(石井啓一君) 青山議員にお答えをいたします。

空港コンセッションの推進についてお尋ねがございました。

国土交通省といたしましては、航空ネットワークの充実や地域の活性化に資するものとしたしまして、滑走路等と空港ビルを一体として空港運営の民間委託を行ういわゆるコンセッション方式は有効と考えております。

一昨年の七月より国管理空港で初となる仙台空港が、本年四月一日よりは高松空港が、それぞれ民間企業による運営を開始したところであります。

仙台空港につきましては、二〇一七年度の利用者数は過去最高の約三百四十三万人、とりわけ国際線の利用者数は、委託前の二〇一五年度と比較して約一・七五倍に増加をしております。

現在も、福岡空港、北海道内の七空港、熊本空港、広島空港において、運営の民間委託に向けた

手続を進めているところであります。地域の関係者の御意見もよく伺いながら、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣野田聖子君登壇〕

○国務大臣(野田聖子君) 青山議員にお答えいたします。

公共施設等総合管理計画の策定状況と未策定団体への支援についてお尋ねがありました。

公共施設等総合管理計画は、平成二十九年九月三十日時点で、全ての地方公共団体の九九・四％に当たる千七百七十七団体において策定済みとなっております。

総務省では、これまでも、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、各団体の総合管理計画の主な記載事項等の情報をわかりやすく一覧表に取りまとめて提供してきました。

今月下旬には、ことし二月の総合管理計画策定指針の改定を踏まえた地方公共団体に対する説明会を開催する予定です。その際には、先進団体の具体的な計画の記載事項や取組内容の紹介等を行うこととしており、引き続き未策定団体の計画策定に役立つ情報提供を行ってまいります。(拍手)

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

○国務大臣(梶山弘志君) 青山議員にお答えをいたします。

初めに、コンセッション事業者が指定管理者を兼ねる場合の特例についてのお尋ねがありました。

今回の改正の意義は、国際展示場等において公共施設等運営権者が同時に指定管理者となる場合における手続の特例を設けることにより、これら

の事業に関するコンセッション事業実施の円滑化を図るものであります。

この特例を適用するには条例に特別の定めを設けることが必要ですが、具体的には、公共施設等運営権の移転に際して議会の議決が不要となる旨を条例に規定することとされており、また、公共施設等運営権の移転が許容される範囲等を条例に規定することが想定をされるところであります。

なお、このように条例に特別の定めがあるときには、議会の議決にかえて議会への報告を行うこととしておりますが、議会の承認を求めるものではありません。

今回の改正による指定管理者制度の特例については、議会で定められた条例により特別の定めのある場合にのみ適用されるものであり、議会の意思は十分に反映される仕組みとなっており、議会の意図しております。

次に、水道事業におけるコンセッション方式の導入の推進についてお尋ねがありました。

我が国の厳しい財政状況や人口減少社会の中で、今後、大量の更新需要の発生が予想される水道施設の維持更新を着実に、ネットワークを維持していくためには、事業主体である地方公共団体において最大限の効率化を図ることが必要であります。

民間の創意工夫や資金を活用することは、その有効な手段の一つと認識をしております。

中でも、コンセッション方式は、公共施設等の運営を幅広く民間に委ねる方式であり、民間の最新ノウハウの導入、先進技術の採用等について大幅に裁量を与えることにより、高い効率化を期待

することができるともあります。

なお、コンセッション方式においても、地方公共団体は管理者として引き続き水道事業の実施に責任を有しています。このため、地方公共団体は、事業者選定段階で事業者をしっかりと見きわめるとともに、運営権者に對し、適切にモニタリングを行い、必要があれば速やかに改善命令等を行うこと等により、公共サービスの安定供給を担保することとしております。

水道事業の効率化を実現する方法として、PPP、PFI推進を所管する内閣府としては、公共サービスの安定供給を前提としつつ、課題解決の多様な選択肢の一つとして、コンセッション方式の活用を推進を図ることとしてお尋ねがございました。

最後に、PFI事業における地元事業者の関与についてのお尋ねがありました。

水道事業を含めたコンセッション事業においては、各地域の実情を踏まえた事業の展開を図り、維持管理や災害時の対応を円滑に行う観点から、地元事業者が適切に参画することが大変重要であると認識をしております。

このため、これまで実施されているPPP、PFI事業においては、地元事業者が参画しやすくするための取組として、地方公共団体の判断により、事業者選定に当たって、代表企業に市内工事の受注実績があることを義務づけ、構成員に市内企業を含むことを義務づけ又は加算、地元企業の活用に関する提案を採点上有利に扱う手法を実施するなどの例があると承知をしております。

このような取組については、内閣府において

も、地方公共団体や地域の民間事業者等が集まる会議等の場を通じ、周知を行っているところであります。今後、コンセッション方式を含め水道事業を行う地方公共団体に対しても、このような取組を周知してまいりたいと考えております。  
(拍手)

○議長(大島理森君) 濱地雅一君。

〔濱地雅一君登壇〕

○濱地雅一君 公明党の濱地雅一です。

公明党を代表し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法の一部を改正する法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

官 報 (号 外)

本格的な少子高齢化社会が到来する中、国民が真に豊かさを実感できる社会を実現するためには、効率的かつ効果的に社会資本を整備し、質の高い公共サービスを提供することが重要な課題です。

一方で、長期債務残高がGDPの二倍を超え、国及び地方の財政が非常に厳しい状況にある中、公共施設の整備と財政健全化の両立を図ることも喫緊の課題です。

政府は、これまでも、公共施設の長寿命化、集約化を進める公共施設等総合管理計画の策定を始めたとする取組を行っていますが、これらの施策と並び重要な役割を果たすものがPPP、PFI事業です。加えて、PPP、PFIの推進は、民間の創意工夫により地域に新たな価値を創出するものとして、地方創生の観点からも大きな期待が寄せられています。

以下、改正案に関し、関係大臣に質問をします。

まず、PPP/PFI推進アクションプランの改定についてお尋ねします。

政府は、一昨年の平成二十八年にアクションプランを策定し、事業規模目標を十年間で二十一兆円と定めました。昨年の平成二十九年六月にもこのアクションプランを改定しましたが、事業規模目標は変更はされておられません。では、昨年六月にはどのような点を改定されたのか。改定の経緯を含めて、梶山地方創生担当大臣の答弁を求めます。

政府は、PPP、PFI事業の類型を四つに分類をしています。コンセッション事業に代表されるPFI法に基づく事業と、包括民間委託事業などのPFI法に基づかない事業との場合で、事業の実施や政府の支援措置がどのように異なるのか、PFI法に基づく場合の法的な効果について、梶山担当大臣の答弁を求めます。

今回のPFI法改正の中身は、一つは、公共施設等の管理者に対するワンストップ窓口の創設、二つ目は、公共施設の運営管理者が指定管理者を兼ねる場合の二重適用の負担の軽減、三つ目に、水道事業等に係る旧資金運用部資金等の繰上償還に伴う補償金を免除することによって、地方自治体にPFI推進のインセンティブを付与する内容となっています。

このうち、二つ目の運営管理者と指定管理者の二重適用の負担軽減についてお尋ねしますが、まず、なぜ二重適用の問題が生じるのか、今回の改正により負担軽減の対象となる公共施設はどうか

といった施設であるのか、どのような点において負担が軽減されるのか、梶山担当大臣の答弁を求めます。

PFI事業の中で最も事業採算性が高く、かつ経済的波及効果があるのがコンセッション事業です。これまで、コンセッション事業は空港では既に複数の事業が開始され、また、愛知県では道路事業の運営も始まりました。旧奈良監獄などの文教施設、MICEなどのコンセッションも検討をされています。

これらに比べ、上下水道についてはなかなか進んでいないのが実感です。本年四月から静岡県浜松市で下水道事業が開始されましたが、下水道事業のコンセッションは、資産評価、デューデリジェンスを実施中の案件はあるものの、運営実施まで至っておりません。

我が国の水道普及率は九七・九%に上り、水質もよく、料金も安価な、世界に誇れる重要なインフラではありますが、今後、人口減少による料金収入の減少、水道事業者の職員の減少など、多くの課題を抱えています。

まず、水道事業の現状を確認します。法定耐用年数を超え、更新が必要な水道の管路は、全体の管路に対して何%に上るのか。加えて、昨年の管路の更新率と、それを前提とすると、老朽化対策が必要な管路の更新を全て終えるにはあと何年程度かかるのか、加藤厚生労働大臣の答弁を求めます。

先日、水道事業のコンセッション事業を検討している民間事業者からお話を伺いました。民間事業者が水道事業のコンセッション事業参加への壁

として挙げたのは、地中に埋まっている管路の状態を正確に把握するための資料が不足し、管路の維持管理、更新にかかる事業費を正確に見積もることが困難である、よって、現状では、管路の維持管理を除いた、浄水場などの目に見える範囲のみを対象とした部分的なコンセッション事業にしか参画ができないとの声でありました。

民間事業者が管路の維持管理コストの算定など、適切に資産評価、デューデリジェンスができるよう、例えば管路の台帳と管路修繕の履歴を連携させるための電子化など、民間事業者が安心してコンセッション事業に参加できる環境整備を国が積極的に後押しする必要があると思いますが、加藤厚生労働大臣の答弁を求めます。

仮に管路台帳と修繕履歴の電子データ化などの取組が始まったとしても、管路の状況把握には一定の時間がかかることは否めません。そこで、管路の維持管理を含む包括民間委託事業を推進し、民間事業者が委託事業を通じて実際に当該地方公共団体の管路の維持管理、更新の経験を積み重ねることが、民間事業者が管路の現状を把握し、適切な資産評価ができることにつながると考えます。

これがひいてはフルサイズのコンセッション事業移行への後押しになると考えますが、管路の維持管理を含めたフルサイズのコンセッション事業を推進する観点から、包括民間委託事業の位置づけに対する梶山担当大臣の御見解をお聞きします。

厚労省では、水道事業のコンセッション事業を後押しする施策として、水道事業の経営の認可権

限を地方公共団体に残したまま運営権を設定できる仕組みなどを盛り込んだ水道法の改正を今国会に提出をしています。

この改正案は、地方公共団体及び民間事業者からは、水道のコンセッションを推進する強力な切り札であり、今国会での確実な成立を望むとの声があります。改めて、加藤厚生労働大臣に、水道法の一部改正案の意義をお伺いします。

PFI事業は、民間資金、民間技術の海外展開、インフラ輸出の促進という点でも重要です。PFI事業は、長期安定的なキャッシュフローが見込めるため、海外では年金ファンドの重要な投資先として注目をされています。

一方、我が国の現状は、例えば北九州市のカンボジアの水道事業など、地方公共団体がODAなどの枠組みを使った国際貢献の取組の一環として行っており、世界のPFI事業において、我が国の民間事業者は大きくおくれをとっています。

日本企業の持つ質の高いインフラ技術、民間資金を海外のPFI事業に展開し、確実に受注していくためには、将来の海外展開を見据えながら国内でのインフラ運営の経験を積み重ねていくことが重要と考えます。PFI事業の海外展開について、梶山担当大臣の答弁を求めます。

以上、少子高齢化を本格的に迎える我が国において、将来にわたって真に必要な質の高い公共施設を国民に提供し続けるには、民間資金、民間技術の活用は欠かせません。しかし、我が国におけるコンセッションを始めとするPFI事業の推進の速度は、正直、遅いとの感が否めません。今回の改正により、PFI事業が加速度を増して推進

されることを期待し、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣梶山弘志君登壇〕

○国務大臣 梶山弘志君 濱地議員にお答えをいたします。

初めに、PPP/PFI推進アクションプランについてのお尋ねがありました。

PPP、PFIの推進を図るため、民間資金等活用事業推進会議において、平成二十五年に初めて、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランを策定しました。翌二十六年に集中強化期間の取組方針を策定し、それらの進捗状況を踏まえ、平成二十八年にPPP/PFI推進アクションプランを策定しております。

このPPP/PFI推進アクションプランは、施策を適切に推進していくために、毎年度フォローアップし、必要に応じて見直すこととしており、直近では平成二十九年六月に改定をしております。

改定の主な内容は、PPP、PFIを一層推進するための施策として、新たに、公的不動産における官民連携の推進の明記、空港を始めとする従来のコンセッション事業等の重点分野に、クルーズ船向け旅客ターミナル施設及びMICE施設の追加、そのほか、施策のフォローアップを踏まえた具体的施策の見直しです。

内閣府としては、アクションプランの具体的な施策を着実に実施することにより、事業規模目標の確実な達成を目指してまいります。

次に、PFI法に基づく法的効果についてのお尋ねがありました。

PFI法には、同法に基づいて実施されるPFI事業にのみ適用される支援措置等が規定されています。具体的な法的効果としては、行政財産の貸付けの特例、公有財産の無償使用等、PFI機構による出資、融資等の適用を受けることが可能になります。

なお、PFI法に基づいて事業を実施することにより、公共施設等の管理者等及び民間事業者双方にとって実施すべき手続が明確になることで、円滑な事業実施が可能になるという効果もあるものと考えております。

次に、公共施設等運営権制度と指定管理者制度の二重適用についてのお尋ねがありました。

音楽ホールや国際会議場など、その目的の範囲内で特定の第三者に使用許可を行う形態の公共施設において公共施設等運営権制度を行う場合に、管理を行う民間事業者は、地方自治法に基づく指定管理者の指定を受ける必要があります。

一方、こうした公共施設については、今般、公共施設等運営事業での実施を政府として推進しているところがあります。運営権者となるだけでは使用許可権限がないことから、運営権者は、指定管理者の指定があわせて求められるところであります。

本改正案において、運営権者が料金の設定を行うに当たって、条例で定めた利用料金の範囲内であるなど一定の要件を満たせば、指定管理者制度では必要な地方公共団体の承認制を届出制とすることとしております。

さらに、運営権の移転に伴い、指定管理者の指定を新たに行う場合において、条例で指定管理者

の基準を定めるなど特別な定めを定めた場合においては、指定管理者の指定に当たって、議会の議決にかえて議会への事後報告を行うこととしております。

これらの特例により、運営権者による利用料金の柔軟な設定や、どのような事業者であれば指定管理者の指定を受けられるのかといった予見が可能となり、事業の円滑な実施に資するものと考えております。

次に、水道事業に関し、包括的民間委託事業についてのお尋ねがありました。

複数の事業をまとめて民間事業者に委託する包括的民間委託事業は、従来型事業よりも民間事業者のノウハウ活用の促進に資するものであります。そのため、PPP、PFIの第一歩として積極的に活用することが重要であり、平成二十九年に改定されたPPP/PFI推進アクションプランにおいても、その活用を推進することとしております。

また、包括的民間委託事業により民間事業者が受託する業務の幅を広げていくことで、将来的に、更に民間事業者のノウハウ活用の自由度が高いコンセッション事業へと発展することが期待できるものと考えております。

最後に、日本企業がインフラ運営の経験を積み重ねていくことの重要性、PFI事業の海外展開についてのお尋ねがありました。

日本企業の海外へのインフラ輸出については、政府としても、インフラシステム輸出戦略を策定するなどの取組を行っております。

日本企業が、国内において、PPP、PFIを

平成三十年四月十二日 衆議院會議録第十八号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する濱地雅一君の質疑 議長長の報告

含めた幅広い事業手法を経験し、そのノウハウを蓄積することは、海外で運営ノウハウが必要となる事業に参入する際の強みとなり得るなど、結果として、海外への展開にも資するものと考えられます。

今後とも、日本企業が多くのノウハウを蓄積し、海外展開の一助となることを視野に入れたつ、PPP、PFI活用の促進を図ってまいりたいと考えております。(拍手)

○国務大臣(加藤勝信君 濱地雅一議員より、三問の御質問をいただきました。  
老朽化対策が必要な水道管路の更新についてのお尋ねがありました。

高度経済成長期に多くの水道施設が整備をされ、水道の普及率が急速に上昇いたしました。水道の管路を含むこれらの施設が、順次、更新すべき時期を迎えております。

全国の水道管路のうち、四十年の法定耐用年数を超えた管路の割合は、平成二十八年度末時点では一四・八%となっております。

また、平成二十八年度における管路の更新率は〇・七五%であることから、これを前提に、現在埋設されている水道管を全て更新するために要する期間を単純に計算いたしますと、約百三十年となります。

コンセツション事業に安心して参画できる環境整備についてお尋ねがありました。

地中に埋設されている管路を含め、水道施設の台帳整備や修繕を適切に実施し、水道施設の状態を管理していくことは、コンセツションのみならず、

水道事業の持続的な経営を確保していくためにも極めて重要であります。

このため、今国会に提出した水道法改正法案において、水道事業者等に対して、水道施設台帳の整備及び水道施設の維持修繕を義務づけることとしております。

また、平成三十年度予算において、他の水道事業者等と共同で水道施設台帳を電子化する費用の一部を助成する制度を盛り込んでおり、引き続き、水道事業における適切な資産管理を推進してまいります。

水道法改正法案の意義についてのお尋ねがありました。

水道施設の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少など、水道の直面する課題に対応するために、今回の水道法改正案は、水道事業の広域連携や多様な官民連携を進めるとともに、水道事業者等に対し水道施設の適切な管理を求めること等により水道の基盤強化を図るものであり、国民の皆さんに将来にわたり安全な水を安定的にお届けしていくために必要な改正であると考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時十七分散会

出席国務大臣

総務大臣 野田 聖子君  
厚生労働大臣 加藤 勝信君  
国土交通大臣 石井 啓一君  
国務大臣 梶山 弘志君

出席副大臣

内閣府副大臣 越智 隆雄君

○議長長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る十日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

国際観光旅客税法

(理事補欠選任)

一、去る十日、総務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 小川 淳也君(理事奥野総一郎君去る十日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任

補欠

左藤 章君 坂本 哲志君  
鳩山 二郎君 宮路 拓馬君  
穂坂 泰君 中曾根康隆君  
山口 泰明君 井野 俊郎君  
奥野総一郎君 源馬謙太郎君  
井野 俊郎君 山口 泰明君  
坂本 哲志君 左藤 章君  
中曾根康隆君 穂坂 泰君  
宮路 拓馬君 鳩山 二郎君  
源馬謙太郎君 奥野総一郎君

厚生労働委員

辞任

補欠

足立 康史君 浦野 靖人君  
浦野 靖人君 足立 康史君

農林水産委員

辞任

補欠

谷川 弥一君 神田 憲次君

経済産業委員

辞任

補欠

上野 宏史君 杉田 水脈君  
大見 正君 宮澤 博行君  
勝侯 孝明君 藤井比早之君  
小林 鷹之君 門 博文君  
國場幸之助君 佐藤 明男君  
佐々木 紀君 鬼木 誠君  
穂坂 泰君 百武 公親君  
八木 哲也君 福山 守君  
中谷 一馬君 堀越 啓仁君

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>門 博文君<br/>佐藤 明男君<br/>百武 公親君<br/>福山 守君<br/>藤井比早之君<br/>宮澤 博行君<br/>石崎 徹君<br/>神谷 昇君<br/>船橋 利実君<br/>本田 太郎君<br/>岩田 和親君<br/>岩田 昇君<br/>石崎 徹君<br/>宮内 秀樹君<br/>船橋 利実君<br/>根本 幸典君<br/>国光あやの君<br/>三谷 英弘君<br/>木村 哲也君<br/>小林 鷹之君<br/>佐々木 紀君<br/>穂坂 泰君<br/>國場幸之助君<br/>上野 宏史君<br/>八木 哲也君<br/>大見 正君<br/>勝俣 孝明君<br/>中谷 一馬君</p> <p>安全保障委員<br/>堀越 啓仁君</p> <p>中谷 真一君<br/>和田 義明君<br/>古本伸一郎君<br/>下地 幹郎君<br/>古田 圭一君<br/>谷川 とむ君<br/>三浦 靖君<br/>後藤 祐一君<br/>串田 誠一君</p> <p>補欠<br/>三浦 靖君<br/>古田 圭一君<br/>後藤 祐一君<br/>串田 誠一君<br/>谷川 とむ君<br/>和田 義明君<br/>中谷 真一君<br/>古本伸一郎君<br/>下地 幹郎君</p> | <p>議院運営委員<br/>山内 康一君<br/>石川 香織君<br/>山内 康一君<br/>石川 香織君</p> <p>一、昨十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。<br/>内閣委員</p> <p>池田 佳隆君<br/>大隈 和英君<br/>加藤 鮎子君<br/>武井 俊輔君<br/>森山 浩行君<br/>柿沢 未途君<br/>塩川 鉄也君<br/>本田 太郎君<br/>山田 賢司君<br/>山田 賢司君<br/>船橋 利実君<br/>宗清 皇一君<br/>大西 英男君<br/>國場幸之助君<br/>池田 佳隆君<br/>大隈 和英君<br/>加藤 鮎子君<br/>武井 俊輔君<br/>森山 浩行君<br/>柿沢 未途君<br/>塩川 鉄也君</p> <p>文部科学委員<br/>尾身 朝子君<br/>船田 元君<br/>宮路 拓馬君</p> <p>補欠<br/>木村 弥生君<br/>中曾根康隆君<br/>鳩山 二郎君</p> | <p>厚生労働委員<br/>足立 康史君<br/>浦野 靖人君<br/>足立 康史君</p> <p>農林水産委員<br/>神田 憲次君<br/>藤井比早之君<br/>古川 康君<br/>細田 健一君<br/>後藤 祐一君<br/>江田 康幸君<br/>石川 昭政君<br/>藤丸 敏君<br/>太田 昌孝君<br/>小田原 潔君<br/>岩田 和親君<br/>齊藤 鉄夫君<br/>津島 淳君<br/>船橋 利実君<br/>本田 太郎君<br/>井上 一徳君<br/>齊藤 鉄夫君</p> <p>補欠<br/>船橋 利実君<br/>藤丸 敏君<br/>本田 太郎君<br/>石川 昭政君<br/>井上 一徳君<br/>太田 昌孝君<br/>小田原 潔君<br/>岩田 和親君<br/>齊藤 鉄夫君<br/>津島 淳君<br/>藤井比早之君<br/>細田 健一君<br/>神田 憲次君<br/>古川 康君<br/>後藤 祐一君<br/>江田 康幸君</p> | <p>経済産業委員<br/>神山 佐市君<br/>加藤 寛治君<br/>福山 守君<br/>上杉謙太郎君<br/>神山 佐市君</p> <p>国土交通委員<br/>加藤 鮎子君<br/>高木 毅君<br/>谷川 とむ君<br/>藤井比早之君<br/>森田 俊和君<br/>宮本 岳志君<br/>鈴木 貴子君<br/>本田 太郎君<br/>中曾根康隆君<br/>福山 守君<br/>谷川 とむ君<br/>藤井比早之君<br/>高木 毅君<br/>加藤 鮎子君<br/>森田 俊和君<br/>宮本 岳志君</p> <p>予算委員<br/>あべ 俊子君<br/>伊藤 達也君<br/>石崎 徹君<br/>石破 茂君<br/>岩屋 毅君<br/>平井 卓也君<br/>平沢 勝榮君</p> <p>補欠<br/>小島 敏文君<br/>福山 守君<br/>菅家 一郎君<br/>鴨下 一郎君<br/>鈴木 馨祐君<br/>堀内 詔子君<br/>大西 英男君</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

[illegible]

衆議院議員生方幸夫君提出今治市が文化財指定している日本固有の馬、野間馬に関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出学校が妊娠を理由として生徒に退学を勧めることに関する質問に対する答弁書

衆議院議員逢坂誠二君提出米国の戦略態勢に関する米議会諮問委員会での秋葉剛男駐米公使の発言に関する質問に対する答弁書

衆議院議員今井雅人君提出社会福祉法人福田会への国有地払い下げに関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出妊娠退学についての調査結果に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出チヨコレートと脳の若返りの研究発表に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出首相答弁等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出地方自治体で発見された旧優生保護法下における強制不妊手術に関する国の文書に関する質問に対する答弁書

平成三十年三月三十日提出  
質問 第一九〇号

東北大学における有期雇用者の雇止めに関する質問主意書

提出者 山岡 達丸

東北大学における有期雇用者の雇止めに關する質問主意書

厚生労働省に対し、次の事項について質問す

る。

一 現在、東北大学において、「五年以上継続して雇用された有期雇用者の無期雇用への転換」に関して問題が生じ、労使間の対立へと発展している。この問題に対しては、厚生労働省から東北大学に、改善指導が複数回なされたとか聞く。その指導がなされた日付と内容を開示して頂きたい。

二 東北大学においては、「限定正職員」という独自の制度を設け、一に記述した有期雇用者の無期雇用対策であるとしている。しかし、二〇一七年十一月の衆議院厚生労働委員会において、労働基準局長が、「限定正職員」制度は、一に記述した有期雇用者の無期雇用対策にはならない旨の答弁をしたと聞くが、その通りか。

三 二における限定正職員制度が、無期雇用対策に当たらないとすれば、東北大学は、改正労働契約法第十八条に基づき一に記述した有期雇用者に対する無期雇用対策を行っていないことになるが、厚生労働省の見解は、如何に。

四 東北大学においては、一に記述した有期雇用者の無期転換を避ける目的で、六か月間のクーリング期間を設けた後の有期雇用としての再雇用が実質行われている。それにもかかわらず東北大学執行部は、クーリング期間を定めた再雇用は行っていないと主張している。このような事態に関する厚生労働省の見解は、如何に。右質問する。

内閣衆質一九六第一九〇号

平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山岡達丸君提出東北大学における有期雇用者の雇止めに關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山岡達丸君提出東北大学における有期雇用者の雇止めに關する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別の事案に関することであり、また、今後の対応に支障を来すおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二及び三について

お尋ねの「無期雇用対策」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、労働契約法（平成十九年法律第二百二十八号）第十八条第一項の規定により有期労働契約を期間の定めのない労働契約へ転換することへの企業等の対応については、平成二十九年十一月二十四日の衆議院厚生労働委員会において、山越厚生労働省労働基準局長が「無期転換制度を設けるかどうかというのは、労働契約法等に定められている問題ではございませんので、これは労働契約法第十八条に定める無期転換ルールとはまた別途のものだというふうに考えております。いずれにいたしましても、無期転換ルールとか雇い止め法理につきましては、これは労働契約法で定めます民事法規でございます

ますので、この問題については司法において判断されるべき問題だというふうに私どもは考えているところでございます」と答弁しているところである。

四について

お尋ねの「このような実態」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。なお、御指摘の「六か月間のクーリング期間を設けた後の有期雇用としての再雇用」については、平成二十九年十一月三十日の参議院予算委員会において、加藤厚生労働大臣が「無期転換ルールの適用をむしろ意図的に避ける目的を持って雇止めを行うことは望ましくない。例えば、クーリング期間を設定した上で、更にその先まで雇いますよと、例えばそういう予約というんでしょうか、そういうことをしたような場合にはこれは望ましくないのではないかというふうに私どもは認識をしております」と答弁しているところである。

平成三十年三月三十日提出  
質問 第一九一号

医療機関における診療記録等個人情報の開示に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

医療機関における診療記録等個人情報の開示に関する質問主意書

患者本人が自らのカルテやレセプト等、自らの診療に関わる全ての記録の開示を求めることは、個人情報開示請求権として個人情報保護法

に規定されている。しかし、このほど厚生労働省が実施した特定機能病院(八十七施設)を対象とした実態調査結果によれば、多くの医療機関でいまだに高額の開示手数料を徴収しているなど看過できない実態が明らかになった。医師と患者の信頼関係の構築や情報共有の必要性が指摘される中、個人の診療情報開示のあり方について以下質問する。

一 この調査結果によれば、開示手数料として徴収した金額が一件当たり三〇〇〇円台が十二件、五〇〇〇円台が十三件と依然として高額を徴収する病院が多い。かつて一円の開示手数料を徴収していた複数の私大病院は五〇〇〇円、五四〇〇円などに「値下げ」を行っているが、これでもまだ患者家族にとっては負担が大きい。ことに順天堂大学病院や慶応大学病院などは「診療あたり〇〇円」としており、複数の疾患の場合は一万円にも二万円にもなってしまう。また、謄写費用は一枚当たり一〇円を超えると利益が発生するが、実費が前提のコピー代についても白黒で五一円、カラーで一〇八円が最高額であった。中には閲覧のみでも三十分まで一万円、一時間まで二万円としたうえ、謄写する場合は別途手数料として五〇〇〇円徴収するなど、法外な請求が目につく。

こうした実態が事実であるなら、患者・家族の開示請求権を事実上抑制する恐れがあり、個人情報保護法違反に当たすることは明らかである。この調査結果をどのように認識しているのか。政府の見解を示されたい。

二 個人情報保有する事業者側(病院側)には、その保有する個人情報の管理・保管義務と、開

示の検討が個人情報保護法に義務付けられており、義務に伴う人件費、事務費等の経費は事業者が賄うのが当然である。あくまでその前提の上で、個人情報保護法第三十三条で「手数料を徴収することができる」と規定し、同条第二項で「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない」とされているのである。

したがって開示請求者本人に対し、実費を甚だしく超えた額を転嫁し請求することは、法の趣旨を逸脱していると言わざるを得ない。このことについて政府の見解を示されたい。

三 日本小児科学会専門医であり、京都民医連中央病院長の松原為人医師は、「患者に負担をかけずに開示するのは当然。今後はカルテの内容や説明を充実させるため、その努力に見合う診療報酬上の考慮が必要」(毎日新聞二〇一七年十二月十三日)と述べている。

そもそも現在の医療制度において、診療情報開示に伴う諸経費の手当てはもろろんのこと、医療安全管理やカルテ管理などに人員を配置しても診療報酬上の評価はない。しかし、日常からの診療情報管理やカルテ開示に際しての説明等は、今後病院全体の診療の質をも左右しかねない重要な部門であり、そのためのスタッフは今後ますます必要不可欠である。こうした人的配置の充実に対して、診療報酬上の手当てを政策的に検討していただきたいがどうか。

四 個人情報保護法は平成十七年四月から運用され、既に十四年目を迎えようとしている。にもかかわらず一部の医療機関において、厚生省が平成十五年九月に通達した「診療情報の提供等

に関する指針」に依拠する診療情報の提供手続きをいまだに踏襲している例が見られる。しかしながらこの「指針」は任意であり、開示の対象が「保有しているすべての個人情報」ではなく、カルテ等の「診療記録」に限定されるうえ、医師法などで保存期間を定めている期間を過ぎたもの(診療録は五年)は開示対象外にできるなど、この指針自体が医療機関にとっては事実上の抜け道となりがねない。改めて問うが、厚生省の「指針」は個人情報保護法に優越するのか。見解を示されたい。

五 「指針」では開示請求様式が「保有個人情報開示請求書」ではなく「診療情報提供申出書」あるいは「診療情報提供請求書」となっている。医療機関はあえて個人情報保護法に基づく開示請求ではなく、「指針」に基づく提供請求とすることにより、開示の対象を「診療情報」に限定していると考えられる。さらに「保管期間を過ぎたものは開示できない」、あるいは「請求内容によつては開示対象外」として、任意の提供という前提での運用を可能としているのである。開示請求様式を個人情報保護法に基づく「保有個人情報開示請求書」に統一させるべきである。どうか。

六 こうした観点から、特定機能病院における診療情報開示手続きと開示の実態を改めて検証し、「診療情報の提供等に関する指針」を個人情報保護法の運用に即して改訂すべきではないか。政府の見解を問う。

内閣衆質一九六第一九一号

平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出医療機関における診療記録等個人情報の開示に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員阿部知子君提出医療機関における診療記録等個人情報の開示に関する質問に対する答弁書

一及び二について

個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。)第三十三条第一項は、個人情報取扱事業者(法第二条第五項に規定する個人情報取扱事業者をいう。以下同じ。)は、法第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、「当該措置の実施に関し、手数料を徴収することができる」と規定し、法第三十三条第二項は、個人情報取扱事業者は、同条第一項の規定により手数料を徴収する場合は、「実費を勘案して合理的であると認められる範囲内において、その手数料の額を定めなければならない」と規定している。各医療機関が個人情報取扱事業者に該当する場合、法第二十八条第一項の規定による開示の請求を受けたときは、当該措置の実施に関し、法第三十三条第二項の規定を遵守する必要がある。いずれにせよ、政府としては、各医療機関において診療情報の提供が適切になされるよう、「医療機関における診療録の開示に係る実態調査につ

いて(協力依頼)「平成二十九年九月二十五日付け厚生労働省医政局医事課長事務連絡」による調査の結果(以下「調査結果」という。)を踏まえ、必要な対応を行ってまいりたい。

### 三について

保険医療機関における診療記録管理や医療安全対策を行う体制のうち一定の要件を満たすものについては、診療報酬においては診療録管理(体制加算や医療安全対策加算により評価しており、今後とも、物価、賃金等の動向、保険医療機関の経営状況、医療保険財政の状況等を踏まえて、適切に評価してまいりたい。

### 四について

御指摘の「開示の対象が『保有しているすべての個人情報』ではなく、カルテ等の『診療記録』に限定される」、「医師法などで保存期間を定めている期間を過ぎたもの(診療録は五年)は開示対象外にできる」、「この指針自体が医療機関にとっては事実上の抜け道となりかねない」及び「厚生省の『指針』は個人情報保護法に優越する」の意味するところが必ずしも明らかではないが、「診療情報の提供等に関する指針」(平成十五年九月十二日付け医政発第〇九一二〇〇一号厚生労働省医政局長通知別添。以下「指針」という。)は、医療機関が保有する診療録等の診療情報を提供するに当たって、どのような事項に留意すれば医療従事者等が診療情報の提供等に関する職責を全うできると考えられるかを厚生労働省として示したものであり、法の規定に優先して適用されるものではない。

### 五及び六について

調査結果を踏まえ、指針の内容を精査してまいりたい。なお、指針においては、御指摘の「開示請求様式」は定めていない。

平成三十年三月三十日提出  
質問 第一九二号

麻生財務大臣の「日本の新聞のレベルか」との発言に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

麻生財務大臣の「日本の新聞のレベルか」との発言に関する質問主意書

平成三十年三月二十九日、麻生太郎財務大臣は、参議院財政金融委員会等で答弁し、森友学園への国有地売却を巡る財務省の決裁文書改ざん問題に関連し、「森友の方が、PPP(環太平洋経済連携協定)より重大だと考えているのが、日本の新聞のレベルか」と述べ、わが国の新聞報道のあり方を批判した。

麻生財務大臣は、同月八日に行われた十一か国によるTPPの署名式について、「茂木大臣が零泊四日でブルー往復していたが、日本の新聞には一行も載っていない」とも批判した。しかしながら、主要各紙はこの署名式を報じており、事実には反する。また署名式の開催地はブルーではなく、チリの首都サンティアゴである。

麻生財務大臣の発言は、新聞報道自体をためらわせるような事後的な規制、「検閲」であるのか、さらには新聞報道のあり方に影響を及ぼすのか、問題となる。憲法学者の議論では、事後的に行わ

れたりした場合も「検閲」であるとする学説は多い。また、日本国憲法第二十一条に由来する国民の知る権利を担保する新聞報道のあり方について、日本国憲法第六十五条でいう行政権の属する内閣の一員である国務大臣が国会で批判的な見解を加えることには強い違和感がある。

最高裁判所は、日本国憲法第二十一条第二項にいう「検閲」について「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の表現物の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的・一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適當と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」と判示している(最大判昭和五十九年十二月十二日、民集三十八卷十二号)。

芦部信喜は「憲法」の中で、「検閲の時期は、思想内容の発表前か後かで判断されてきたが、表現の自由を知る権利を中心に構成する立場をとれば、むしろ思想・情報の受領時を基準として、受領前の抑制や、思想・情報の発表に重大な抑止的な効果を及ぼすような事後規制も、検閲の問題となりうる」との見解を示している。

これらを踏まえ、麻生財務大臣の発言に関し、以下質問する。

一 政府は、「日本の新聞のレベル」がどうあるべきかという基準を持っているのか。政府の見解如何。

二 一に関連して、「日本の新聞のレベル」がどうあるべきかという基準は、麻生財務大臣自身の見解に止まるという理解でよいのか。例えば、麻

生財務大臣は、茂木大臣の出張について、「日本の新聞には一行も載っていないかった」ことを疑問視する答弁を行っており、独自の価値基準を持っていると思料する。政府の見解如何。

三 麻生財務大臣が国会で行った「日本の新聞のレベルか」に関する答弁は、わが国の新聞報道のあり方に言及しており、「対象とされる一定の表現物につき網羅的・一般的に、発表前にその内容を審査した上、不適當と認めるものの発表を禁止すること」に付随する「その特質として備えるもの」にあたり、日本国憲法第二十一条に違反するのではないかと。

四 麻生財務大臣が国会で行った「日本の新聞のレベルか」に関する答弁は、わが国の新聞報道のあり方に言及しており、「受領前の抑制や、思想・情報の発表に重大な抑止的な効果を及ぼすような事後規制」であり、「検閲の問題となりうる」のではないかと。政府の見解如何。

五 麻生財務大臣は当該答弁について、謝罪した上で撤回すべきではないかと。

六 行政権の行使の主体である内閣の一員たる国務大臣が、新聞報道のあり方について国会で批判的な論評を加えることは明らかに不適當であり、さらには、財務大臣が所管している財務省理財局による決裁文書についての報道に批判的な論評も行っている。かかる人物を財務大臣に任じた安倍総理自身の政治責任も問われるべきではないか。政府の見解如何。

平成三十年四月十二日 衆議院會議録第十八号 議長の報告

内閣衆質一九六第一九二号  
平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生財務大臣の「日本新聞のレベルか」との発言に関する質問に  
本新聞のレベルか」との発言に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出麻生財務大臣の「日本新聞のレベルか」との発言に関する  
質問に対する答弁書

一から六までについて

御指摘の麻生財務大臣の発言は、それ自体、  
「日本の新聞のレベル」の基準を示したものでは  
なく、また、特定の新聞報道を禁止し又は抑止  
しようとするものではなかったが、当該発言に  
ついては、同大臣が平成三十年三月三十日の衆  
議院財務金融委員会において「TPP11の署名  
について、(中略)趣旨を高く評価されてしかる  
べきだということを申し上げたかつたんです  
が、決して森友問題を軽んじているわけではあ  
りませんで、森友と比較をしたというところが  
よろしくないということなんだと思います。そ  
の御指摘に対しては、反省をせないかぬところ  
だと思っております。」、「私は残念に思いまし  
たので、そのときの気持ちを申し上げたんだと  
思いますが、表現が足りなかったというのであ  
れば、・・・その点に関しましては訂正をさせ  
ていただく旨、反省をするとかいろいろな表現  
があるうかと思いますが、そういう意味で、  
私どもの誤解を与えたということに関しまして

はおわびを申し上げたいと存じます。」及び同日  
の参議院財政金融委員会において「森友に関し  
ましては、(中略)私どもは、この話も、という  
のを軽んじているつもりは全くありませんし、  
(中略)そういった意味で、そういった印象を与  
えたというのであれば、その点に関しましては  
訂正申し上げます。」と答弁しているところであ  
る。

平成三十年三月三十日提出  
質問 第一九三号

今治市が文化財指定している日本固有の馬、  
野間馬に関する質問主意書

提出者 生方 幸夫

今治市が文化財指定している日本固有の  
馬、野間馬に関する質問主意書

三月二十八日、天皇、皇后両陛下は沖縄を訪問  
された際、日本最西端の与那国島を訪られ、日  
本在来馬八種の一つで与那国町の天然記念物に指  
定されている「与那国馬」が自然放牧されている東  
牧場を見学された。陛下は幼少期に沖縄・宮古島  
の在来馬「宮古馬」で、乗馬の訓練をされた思い出  
を大切にしており、特徴の似ている与那国馬を見  
るのを楽しみにされていたとのこと。

野間馬は、昭和六十年に日本在来馬として認定  
され、又、昭和六十三年四月には今治市の指定文  
化財(天然記念物)に指定された日本固有の馬であ  
る。今治市が指定管理者として野間馬ハイランド  
(牧場)に野間馬の飼育委託している。  
加計学園の認可申請時、「野間馬ハイランド

は、本学部の近く(約四キロ)にあり、馬の行動  
学、動物衛生学、繁殖学、予防・治療等に本学部  
が責任を持つことになる予定」と記載されてい  
る。また、今治市の現地説明会では「健康診断の  
見学」と言っていたが、加計学園の認可申請の実  
験・実習項目には「野間馬ハイランドで実施され  
る馬の診療に参加する」と記載されている。天然  
記念物を保護するという観点から実習計画に無理  
があるのではないかと懸念される。

したがって、次の事項について質問する。

一 「種の保存」という観点からも、濃い血統の種  
は慎重に扱われなくてはならない。馬の臨床と  
在来馬の研究実績が豊富な専門家ならともか  
く、野間馬のような希少馬を獣医師免許を持た  
ない未熟な学生たちに扱わせてよいのか。

二 野間馬のように濃い血統の種は、研究者に  
とってはなかなか扱えない貴重な検体といえる  
が、野間馬が動物実験の検体として利用される  
ことはないのか。

三 加計学園の多くの実習科目(平成二十九年二  
月に二百二十名の実習生受け入れ承認、三月に  
は総合参加型臨床実習生四十二名を承認)を「野  
間馬ハイランド」が受け入れることによって、  
野間馬の飼育環境が悪化することが懸念される  
が、このような形で受け入れてよいのか。  
右質問する。

内閣衆質一九六第一九三号  
平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員生方幸夫君提出今治市が文化財指定  
している日本固有の馬、野間馬に関する質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員生方幸夫君提出今治市が文化財  
指定している日本固有の馬、野間馬に関す  
る質問に対する答弁書

一から三までについて

御指摘の「実験・実習項目」については、平成  
二十九年九月に学校法人加計学園から文部科学  
省に提出された岡山理科大学獣医学部に係る  
「設置の趣旨等を記載した書類」の「X. 実習の  
具体的計画」において「のまうまハイランドで飼  
育されているウマを対象とし、教員が実施する  
定期健康診断及び繁殖検診を含む産業動物診療  
に同行する」と記載されているが、いづれにせ  
よ、お尋ねについては、愛媛県今治市の指定文  
化財の取扱いに関するものであり、同市におい  
て適切に判断されるべきものと考えている。

平成三十年四月二日提出  
質問 第一九四号

学校が妊娠を理由として生徒に退学を勧める  
ことに関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

学校が妊娠を理由として生徒に退学を勧め  
ることに関する質問主意書  
教育基本法第四条では「すべて国民は、ひとし  
く、その能力に応じた教育を受ける機会を与えら  
れなければならない、人種、信条、性別、社会的身

分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と示されている。

文部科学省が全国に三千五百七十一校ある全ての公立高校を対象に初めて調査(本調査)という。を行ったところ、平成二十七年及び二十八年年度の二年間に学校が生徒の妊娠を把握したケースは二千九十八件だった。

この中で妊娠を理由に退学した女子生徒は六百七十四人であり、このうち学校から退学を勧められ、自主退学した生徒は三十二人であったと承知している。文部科学省は、三月三十日、高校が安易に退学を勧めないよう全国の教育委員会などに通知を行ったと承知している。

なお、本調査で明らかになった高校が退学を勧めた理由は、「母体の状況などから学業の継続が難しいと判断した」、「本人の学業継続がほかの生徒に影響すると判断した」、「学校の支援体制が十分でなく、本人の安全確保ができない」などであった。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 本調査では、退学を勧めた理由は、「母体の状況などから学業の継続が難しいと判断した」、「本人の学業継続がほかの生徒に影響すると判断した」などであり、退学することの判断の主体が高校であり、本人の意思が十分に尊重されていないと思料する。このような退学勧告は教育基本法第四条でいう「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教

育上差別されない」に反するのではないか。

二 文部科学省は、高校が安易に退学を勧めないよう全国の教育委員会などに通知を行うのみならず、これまで意に反して退学した生徒に対して、貧困の連鎖につながりかねないため、本人が望めば復学を認めるなどの支援措置のあり方を模索すべきではないか。

三 平成二十七年、京都市の高校では妊娠中の生徒に体育の実技を求めた事実があったことを承知している。文部科学省の作成している高等学校学習指導要領の冒頭には教育基本法が掲げられ、教育基本法を尊重する姿勢が示されている。文部科学省が「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない」と考えるのであれば、妊娠中の生徒で、学業を続ける意思がある者については、体育の授業などで母体に影響が生じかねないカリキュラムでは、「母体の状況などから学業の継続が難しい」と突き放すのではなく、代替措置を講じるべきなどの要請を全国の教育委員会に行うべきではないか。

右質問する。

内閣衆質一九六第一九四号  
平成三十年四月十日

衆議院議長 大島 理森殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出学校が妊娠を理由として生徒に退学を勧めることに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出学校が妊娠を理由として生徒に退学を勧めることに関する質問に対する答弁書

一 について

お尋ねのような「退学勧告」と教育基本法(平成十八年法律第二十号)第四条第一項の規定との関係については、個別具体的な状況に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

二及び三 について

御指摘の通知は、「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知)」(平成三十年三月二十九日付二十九初児生第千七百九十一号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び健康教育・食育課長連名通知)であると考えられるところ、同通知においては、各都道府県教育委員会等に対し、「二 妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方」の「(一) 妊娠した生徒が引き続き学業を継続する場合は、当該生徒及び保護者と話し合いを行い、当該生徒の状況やニーズも踏まえながら、学校として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた十分な支援を行う必要があること。また、体育実技等、身体活動を伴う教育活動においては、当該生徒の安全確保の観点から工夫を図った教育活動を行ったり、課題レポート等の提出や見学で代替するなど母体に影響を与えないような対応を行う必要があること」や「(二) 妊娠を理由として退学をせざるを得な

いような場合であっても、再び高等学校等で学ぶことを希望する者に対しては、高等学校等就学支援金等による支援の対象となり得ることや、高等学校卒業程度認定試験があること・・・・などについて、当該生徒の進路に応じた必要な情報提供等を行うこと。また、各教育委員会においては、妊娠を理由として過去に高等学校等を退学した者についても、これらの関係機関と連携しつつ、学習相談等の効果的な支援の実施を推進すること」等の留意事項等を踏まえ、妊娠した生徒への各学校の対応が適切なものとなるよう、当該各学校への指導をすることを求めているところである。

政府としては、今後とも、文部科学省において、様々な機会を捉え、妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方について周知に努めてまいりたい。

平成三十年四月二日提出  
質問 第一九五号

米国の戦略態勢に関する米議会諮問委員会での秋葉剛男駐米公使の発言に関する質問書

提出者 逢坂 誠二

米国の戦略態勢に関する米議会諮問委員会での秋葉剛男駐米公使の発言に関する質問主意書

平成三十年四月一日、朝日新聞は、アメリカのNGO「憂慮する科学者同盟」のグレゴリー・カラキ上級アナリストのインタビューを報じた。カラ

牛氏は、アメリカのペリー元国防長官が座長を務めた米国の戦略態勢に関する米議会諮問委員会<sup>一</sup>で、二〇〇九年二月に当時の秋葉剛男駐米公使が述べた意見について明らかにした。

秋葉公使は、「究極の目標として核兵器なき世界を支持するが、日本を取り巻く安全保障環境は米国の核を含む抑止を必要とする」、「米国が実戦配備した戦略核の一方的削減は、日本の安全保障に逆効果かもしれない」(「秋葉発言」という。)などの発言を行ったと承知している。

秋葉発言に関する朝日新聞の取材に対して、外務省日米安全保障条約課は、「諮問委は外に議論を明かさず、公式な記録は作らないということなので、確認には応じられない」と答えたことされる。

これらを踏まえ、以下質問する。

一 秋葉発言は事実であるのか。

二 秋葉発言に関する朝日新聞の取材に対して、外務省日米安全保障条約課は、「諮問委は外に議論を明かさず、公式な記録は作らないということなので、確認には応じられない」と答えたのは事実か。

三 「公式な記録は作らない」ということは日本政府が記録を作成しないとの意味なのか、またアメリカ側が記録を作成していないという意味なのか。政府の見解如何。

四 秋葉剛男駐米公使は、秋葉発言を行うにあたり、日本政府ならびに外務省本省と緊密に意見交換し、政府を代表する見解を述べたのか。それとも駐米公使である秋葉剛男氏の個人的見解を述べたのか。政府の見解如何。

五 四に関して、本件に限らず一般論として、通常、米国議会の諮問委員会が駐米公使などが発言する場合、日本政府ならびに外務省本省と緊密に意見交換し、政府を代表する見解を述べるものか。それとも駐米公使である当該外交官の個人的見解を述べるものなのか。政府の見解如何。

六 米国の戦略態勢に関する米議会諮問委員会は、他の同盟国の意見も聴取した上で、二〇〇九年五月に報告書をまとめ、オバマ大統領に提示している。このような日本の安全保障政策の基本に関わる諮問委員会での日本政府側の者の発言について記録を残さないことは不適切ではないか。政府の見解如何。

七 本発言は米国の核戦略に影響を及ぼし、日米の安全保障政策の根幹に関わる問題であるため、一定期間は機密扱いにすることは妥当であるものの、後世、日本の安全保障政策の意思決定過程を検証し、ひいては日本の民主主義の健全な発展に資するためには、記録の保存、公開が欠かせないと考える。国民が知らないうちに、かかる重要な発言を駐米公使が行い、米政府がそれを受けて政策を決定していくことは由々しきことであると考え、政府の見解如何。右質問する。

内閣衆質一九六第一九五号  
平成三十年四月十日

衆議院議長 大島 理森殿  
内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員逢坂誠二君提出米国の戦略態勢に関する米議会諮問委員会での秋葉剛男駐米公使の発言に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員逢坂誠二君提出米国の戦略態勢に関する米議会諮問委員会での秋葉剛男駐米公使の発言に関する質問に対する答弁書  
一、四、六及び七について

参議院議員浜田昌良君提出米国の核態勢見直しに対する我が国の対応に関する質問に対する答弁書(平成二十二年一月二十六日内閣参質一七四第一号)一についてでお答えしたとおり、日米両国間では普段から日米の安全保障及び防衛協力に関連する様々な事項について緊密かつ幅広く意見交換が行われており、その中で、米

国側からの要望に応じ、外交ルートを通じて、当時の外務大臣の了解を得た我が国政府の考え方を米国議会戦略態勢委員会に説明したことはある。外交上の個別のやり取りの詳細を明らかにすることは差し控えたいが、我が国の基本的な考え方として、国際社会には、核戦力を含む大規模な軍事力が存在し、また、核兵器を始めとする大量破壊兵器等の拡散といった危険が増

大するなど、引き続き不透明・不確実な要素が存在する中で、我が国としては、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(昭和三十三年条約第六号)を堅持し、その抑止力の下で自国の安全を確保する必要があると考えていることなどについて説明した。

外務省として、同委員会と我が国政府関係者

との会合の記録は作成しているが、同委員会の会合は対外的に議論を明らかにしない前提で行われているため、同委員会が発表した最終報告書にある以上の詳細についてお答えすることは困難である。

二及び三について

御指摘の取材に対する回答は、外務省北米局日米安全保障条約課として、米国議会戦略態勢委員会の会合は対外的に議論を明らかにしない前提で行われているため、同委員会が発表した最終報告書にある以上の詳細についてお答えすることは困難であり、また、同委員会として我が国政府関係者との会合の公式な記録は作成していないことを確認している旨を説明したものである。

五について

お尋ねについては、個別の事情によつて様々であることから、一概にお答えすることは困難である。

平成三十年四月二日提出  
質問 第一九六号

社会福祉法人福田会への国有地払い下げに関する質問主意書

提出者 今井 雅人

社会福祉法人福田会への国有地払い下げに関する質問主意書

平成二十三年七月十一日に財務省(大蔵省)が所有していた国有地(東京都渋谷区広尾四丁目一五十九)が社会福祉法人福田会に払い下げられていることに関し、幾らで払い下げが行われたのか

金額を示されたい。あわせて、その妥当性について政府の見解を示されたい。またどのような経緯、理由で払い下げが行われたのか具体的に示されたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一九六号

平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員今井雅人君提出社会福祉法人福田会への国有地払い下げに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員今井雅人君提出社会福祉法人福田会への国有地払い下げに関する質問に対する答弁書

お尋ねについては、平成二十三年七月十一日より前に社会福祉法人福田会に貸付けを行っていた国有地について、非効率な土地利用を解消し、処分可能な未利用地を創出するため、同会の有する当該国有地に係る借地権の一部と当該国有地に係る底地の一部とを等価で交換することについて、同会と協議し合意に至ったことから、国有財産特別措置法昭和二十七年法律第二百十九号第九条第二項の規定に基づき、平成二十三年七月十一日、交換契約を締結したものである。交換を行った借地権と底地の評価額は、不動産鑑定評価に基づき算定しており、それぞれ五億九千二百万円となっている。

平成三十年四月二日提出  
質問 第一九七号

妊娠退学についての調査結果に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

妊娠退学についての調査結果に関する質問主意書

文部科学省が全国の公立学校を対象に、在学中に生徒が妊娠、出産したことと退学の関係について行った調査によると、懲戒として退学させられた事例はなかったものの、高校の勧めによる「自主退学」が全日制で二十一件、定時制が十一件ありました。そのうち、生徒や保護者が「通学、休学や転学」を希望したのに、学校が退学を勧めた例が全日制で十二件、定時制で六件に上りました。

文部科学省の白間審議官は、昨年五月三十一日の厚生労働委員会での私の質問に対して、「学校において、女子生徒が妊娠した場合に、関係者間で十分に話し合つて、そして母体の保護を最優先としつつも教育上必要な配慮を行うべきである」「私どもも教育委員会に対してこういった教育的配慮を行うようにということまで周知をしている」「さらにこういった指導を徹底してまいりたいと思っております」と答弁しています。

しかし、この調査結果を見ても明らかのように、文部科学省が周知しているという教育的配慮が行われていない学校が存在しています。

学校が行うべきことは退学を勧めることではなく、どうすれば学業を継続出来るかを当事者や保

護者と共に考え、対策を取ることは不十分です。

指導を徹底するという答弁を実施するために、生徒が在学中に妊娠・出産しても、本人が通学等を希望する場合は退学を勧めることなく、原則として、学業を継続出来ることを明確化した通知を改めて出すなど、教育委員会に対して指導するべきだと考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第一九七号

平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出妊娠退学についての調査結果に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出妊娠退学についての調査結果に関する質問に対する答弁書

文部科学省においては、「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた生徒への対応等について（通知）」（平成三十年三月二十九日付）二十九初児生第七百九十一号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長及び健康教育・食育課長連名通知を発出して、各都道府県教育委員会等に対し、二 妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方の（一） 生徒が妊娠した場合には、関係者間で十分に話し合い、母体の保護を最優先としつつ、教育上必要な配慮を行うべきものであること。その際、退学、停学及び訓告の処分は校長の判断に

よって行うものであるが、生徒に学業継続の意思がある場合は、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対応は行わないという対応も十分考えられること。」「や二 妊娠した生徒に対する具体的な支援の在り方」等の留意事項等を踏まえ、妊娠した生徒への各学校の対応が適切なものとなるよう、当該各学校への指導をすることを求めているところである。

政府としては、今後とも、文部科学省において、様々な機会を捉え、妊娠した生徒の学業の継続に向けた考え方等について周知に努めてまいりたい。

平成三十年四月二日提出  
質問 第一九八号

チヨコレイトと脳の若返りの研究発表に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

チヨコレイトと脳の若返りの研究発表に関する質問主意書

内閣府は二〇一七年一月に、革新的研究開発推進プログラム（以下、インパクト）の共同研究として、「高力カオチヨコレイトの継続摂取による脳の若返り効果の可能性に道筋」との発表をした。また、（株）明治は、大手の新聞にチヨコレイトによる脳の若返り効果があると印象付ける広告をしている。

この発表については、その後、根拠が不十分であるとの指摘を受け、再検証することとなったが、政府が再検証をすることとした理由は何か。

高力カオチヨコレートの継続撰取による脳の若返り効果について、二〇一七年の発表当時、根拠が不十分であると認識していたか。認識していた場合は、認識しながら発表してしまった理由をご教示願いたい。また、プロジェクトチームのメンバーや内閣府の職員などにおいて、根拠が不十分であると指摘した者はいなかったのか。

有識者によると、通常、論文にもなっておらず、第三者の評価も受けていない仮説段階の結果を発表することは無いという意見が多いが、発表してしまった理由は何か。

二〇一八年三月八日付の内閣府の発表によると、二〇一七年一月当時、「プレスリリース資料の原案作成を企業側に委ねたため、実証トライアルの位置づけが伝えきれず、資料のチェックも不十分であった」とあるが、内閣府の事業においてプレスリリース資料の原案作成を企業側に委ねてしまうことは通常なされているのか。他の事例がある場合はご教示願いたい。また、なぜ企業側に委ねてしまったのか、内閣府の見解をご教示願いたい。また、実証トライアルの位置づけも伝わらず、資料のチェックも不十分であったことの責任はどのように考えているか。

二〇一八年三月八日付の内閣府の発表によると、「特に、チヨコは初めての本格的な共同研究を開始する案件となったことから、いち早く世間に伝えたいという思いが先に立ってしまった」とあるが、いち早く世間に伝えたいという思いが先に立ってしまったのは誰か、ご教示願いたい。また、この人物が主導して根拠不十分な研究を発表してしまったとすると、この人物は研究発表等に

ついてフリーハンドを持っているのか。内閣府はこの人物の行動を制することはできないのか、ご教示願いたい。

根拠が不十分な研究を発表した件について、誰が最高責任者か。大臣、副大臣、政務官、事務次官、局長、審議官、課長など、二〇一七年一月の発表を許可した決裁をした課長以上の者を具体的に明示していただきたい。大臣等政務三役には報告しているかどうか、併せてご教示願いたい。その上で、決裁の手續きについて不備があったかどうか、お考えをお示し願いたい。

(株)明治による大手新聞社の広告(以下、二〇一七年一月二十一日全面広告)について、内閣府及びインパクト関係者に対して事前の照会があったか。照会があった場合、内閣府及びインパクト関係者の間で、(株)明治が広告を出すことについて容認したのはなぜか。この広告は適切であるとお考えか。

二〇一七年一月二十一日全面広告では、「高力カオチヨコレートで、脳は若返るか?」「高力カオチヨコレートの新しい発見「何気なく、いつも食べているチヨコレート。その中でも高力カオチが高力カオチヨコレート」の中には様々な可能性があることが分かってきました。私たち明治は、内閣府総合科学技術・イノベーション会議(CSSTI)が主導するIMPACT山川プログラム「脳情報の可視化と制御による活力溢れる生活の実現」を通じて、「高力カオチヨコレート」の新たな可能性について研究を開始しました。IMPACTとは、日本を「世界で最もイノベーションに適

した国にする」という目的のもと進められている国家重点プログラム。今回の研究目的は「高力カオチヨコレート」と「脳の若返り効果」の関係について解明すること」との記述が掲載されている。これらの記述について、適切であるとお考えか。二〇一七年一月二十一日全面広告では、山川義徳インパクトプログラム・マネージャーが、写真とともに掲載されている。山川マネージャーは(株)明治から報酬を受けているか。受けている場合は総額と内訳をご教示願いたい。その上で、法令上問題があるかどうか、ご見解をお示し願いたい。

今回の研究と研究検証にはどのくらいの税金が使われているか、お示し願いたい。また、再発防止策としてお考えがあれば、お示し願いたい。右質問する。

内閣衆質一九六第一九八号  
平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出チヨコレートと脳の若返りの研究発表に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出チヨコレートと脳の若返りの研究発表に関する質問に対する答弁書

革新的研究開発推進プログラムにおける研究開発プログラムのプログラム・マネージャー(以下「PM」という。)である山川義徳氏と株式会社明治

(以下「明治」という。)とによる平成二十九年一月十八日の共同記者発表は、脳の健康状態を簡易に表す新たな指標の開発に向け、カオチ成分を多く含むチヨコレートが脳に与える影響に関する本格的な共同研究に移行し、科学的な立証を進めていく旨を発表するために行われたものである。発表の前提となる実験は、有望な商品等を見つけたための必要最小限の条件を設定して行われたものであり、山川義徳PMをはじめとしてその点に問題はないと考えていたが、その発表内容が、カオチ成分を多く含むチヨコレートを継続的に摂取することによる脳の「若返り効果」を示唆するものとの批判を招いたこと等から、革新的研究開発推進プログラム有識者会議(以下「有識者会議」という。)において、発表の経緯等を確認するとともに、問題点等の検証を行うこととしたものである。

「内閣府の事業においてプレスリリース資料の原案作成を企業側に委ねてしまうことは通常なされているのか。他の事例がある場合はご教示願いたい」とのお尋ねについては、詳細な事実関係の調査に時間を要するため、お答えすることは困難である。同PMが明治に発表資料の原案の作成を委ねた理由については、発表が明治の案件に関する内容であったためと聞いている。

「革新的研究開発推進プログラム運用基本方針」(平成二十六年二月十四日総合科学技術会議決定)において、PMは、研究開発プログラム全体のマネージメントを行うとともに、研究開発の成果を革新的なイノベーション創出に結び付けるプロデューサーとしての役割を担うこととされている。他方で、有識者会議は、革新的研究開発推進

プログラムの着実な推進を図るため、P Mから進捗状況について、おおむね半年ごとに報告を受けるとともに、必要に応じてP Mに対して改善を求めることができることとされている。御指摘の「いち早く世間に伝えたいという思い」は、同P Mの自己分析によるものであり、結果として同P Mによる発表資料の確認が十分でなかったことは問題であったと考えており、また、発表資料の内容の照会を受けていた内閣府革新的研究開発推進プログラム担当室(以下「内閣府担当室」という。)及び国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)が適切な指摘を行わなかったことにも問題があったと考えている。当該照会への回答に当たっては、決裁は行っており、御指摘の「政務三役」に報告は行っていない。

既に、各研究開発プログラムにおいて記者発表を行う場合の内閣府担当室、機構、P M及び受託研究機関等のそれぞれの責任を明確化したことに加え、特に社会的に注目を集める可能性が高い案件の発表資料の内容については、内閣府担当室と機構とのそれぞれにおいて、必要に応じ、研究開発プログラムに直接関与していない専門家に点検を依頼することとした。

御指摘の「今回の研究と研究検証の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、同P Mの研究開発プログラムでは、明治のチョコレートを含む十二の商品等が脳に与える影響を比較するため、それらのうちの二つを継続的に摂取等した被験者の脳の磁気共鳴画像を撮像し、解析等をしたところであり、それらの作業を行った大学等における平成二十七年及び平成二十八年年度の当

該研究開発プログラムの研究費としての支出金額の合計額は、自己負担額を除き、約八千七万円であり、この一部が明治との共同研究に充てられたと承知している。また、有識者会議において検証等を行うに当たり、有識者会議の開催とは別に当該研究開発プログラムに直接関与していない専門家による関係者のヒアリングを実施しており、当該専門家に支払った謝金及び旅費の合計額は約四十四万円である。

御指摘の広告については、同P Mから内閣府担当室及び機構に内容の照会があったところ、当該広告は明治が企画したものであり、その主な内容は本格的な共同研究の開始に関するものであったことから、当時、特段の問題意識を有してはいなかったが、力才成分を多く含むチョコレートを継続的に摂取することによる脳の「若返り効果」を示唆するものとの批判を招いた広告にP Mが関与すべきではなかったと考えており、今後は適切に対応してまいりたい。また、同P Mからは、御指摘の広告に関して明治から報酬を受けていないと聞いている。

平成三十年四月二日提出  
質問 第一九九号

首相答弁等に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

首相答弁等に関する質問主意書

首相は平成三十年三月三十日の衆議院本会議で、「今井秘書官は、秘書官就任以来、財務省の職員から国会答弁について説明をうけたり協議をしたことはあったのか」との質問に対し

て今井秘書官からは、財務省の職員から国会答弁について説明を受けたり協議をしたりしたことはなかったと聞いている」と答弁している。

そこでお尋ねする。今井秘書官は秘書官就任以来、財務省の職員から国会答弁について説明を受けたたり協議をしたりしたことはなかった、ということは事実であるか。内閣の責任において明確にご答弁いただきたい。

また、佐川元理財局長が、今井首相秘書官と最後に会話を交わしたのはいつか。お示し願いたい。

また、今井首相秘書官が就任以降に佐川元理財局長と森友問題関連や森友問題の国会対応関連で会話を交わしたことがあれば、日付と内容をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一九六第一九九号

平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三  
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員長妻昭君提出首相答弁等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出首相答弁等に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「今井秘書官は秘書官就任以来、財務省の職員から国会答弁について説明を受けたり協議をしたりしたことはなかった、ということとは事実であるか。」については、平成三十年三月三十日の衆議院本会議において、安倍内閣総理大臣が「総理答弁の勉強会には、基本的には総理秘書官

全員が同席しており、質問の内容により、それを担当する秘書官から説明を受けています。そういう中で私が最終的に判断をしております。また、今井秘書官からは、財務省の職員から国会答弁について説明を受けたり協議をしたりしたことはなかったと聞いており」と答弁しているとおりである。

お尋ねの「佐川元理財局長が、今井首相秘書官と最後に会話を交わしたのはいつか。」については、平成二十八年七月、佐川前財務省理財局長が安倍内閣総理大臣への経済対策の説明のために総理大臣官邸を往訪した際、今井内閣総理大臣秘書官が当該説明に同席していたところである。

お尋ねの「今井首相秘書官が就任以降に佐川元理財局長と森友問題関連や森友問題の国会対応関連で会話を交わしたことがあれば、日付と内容をお示し願いたい。」については、御指摘のような事実はない。

平成三十年四月二日提出  
質問 第二〇〇号

地方自治体で発見された旧優生保護法下における強制不妊手術に関する国の文書に関する質問主意書

提出者 初鹿 明博

地方自治体で発見された旧優生保護法下における強制不妊手術に関する国の文書に関する質問主意書

旧優生保護法下における強制不妊手術に関する資料が、報道機関等の情報公開請求などで明らかになって来ています。

平成三十年四月十二日 衆議院會議録第十八号

地方自治体の情報公開や公文書館に保存されていた資料の中には、厚生省が発出した通知なども発見されていますが、このような文書の中には、厚生労働省本省に原本が残っていないものも多くあります。

こうした本省に原本が無い文書についても、厚生省が発出した文書と認めて、今後の国としての調査に活かしていく必要があると考えますが、政府の見解を伺います。

右質問する。

内閣衆質一九六第二〇〇号

平成三十年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員初鹿明博君提出地方自治体で発見された旧優生保護法下における強制不妊手術に関する国の文書に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員初鹿明博君提出地方自治体で発見された旧優生保護法下における強制不妊手術に関する国の文書に関する質問に対する答弁書

御指摘の「地方自治体の情報公開や公文書館に保存されていた資料」及び「厚生省が発出した通知など」の意味するところが必ずしも明らかではないが、過去に旧厚生省が発出した優生保護法の一部を改正する法律（平成八年法律第五号）による改正前の優生保護法（昭和二十三年法律第五百十

議長の報告 東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
の男女共同参画の推進に関する法律案

六号）に関する通知のうち、現時点で厚生労働省においてその原本の所在を確認することができていないものについては、引き続きその把握に努めたい。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律案  
右の議案を提出する。

平成三十年四月十日

提出者

総務委員長 古屋 範子

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成二十三年法律第二百二号）の一部を次のように改正する。

題名中「東日本大震災」の下に「等」を加える。

第二条中「十五年度」を「二十年度」に、「二十年度」を「二十五年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

最近における合併市町村の実情に鑑み、合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律案

右の議案を提出する。

平成三十年四月十一日

提出者

内閣委員長 山際大志郎

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の

の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（次条において「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

（基本原則）

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によつて公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）のっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治

分野における男女共同参画の推進に關して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めるものとする。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に關し、当該政党その他の政治団体に所屬する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に關する取組に資するよう、国内外における当該取組の状況に關する実態の調査並びに当該取組に關する情報の収集、整理、分析及び提供(次項及び第九条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に關する取組に資するよう、当該地方公共団体における実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第六条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(環境整備)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に關する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うよう努めるものとする。

(人材の育成等)

第八条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、人材の育成及び活用に資する施策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九条 国は、実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

政治分野における男女共同参画が、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進するため、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に關する施策の基本となる事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所  
〒一〇五八四四五  
東京都港区虎ノ門二丁目  
二番五号  
独立行政法人国立印刷局

電 話  
03  
(3587)  
4294

定 価  
（本体） 本号一部  
一 一八円  
一〇円